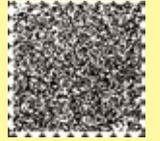


2 障害者総合支援法による障がい福祉サービス

障がいのある方々が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



(1) 障害者総合支援法の施行

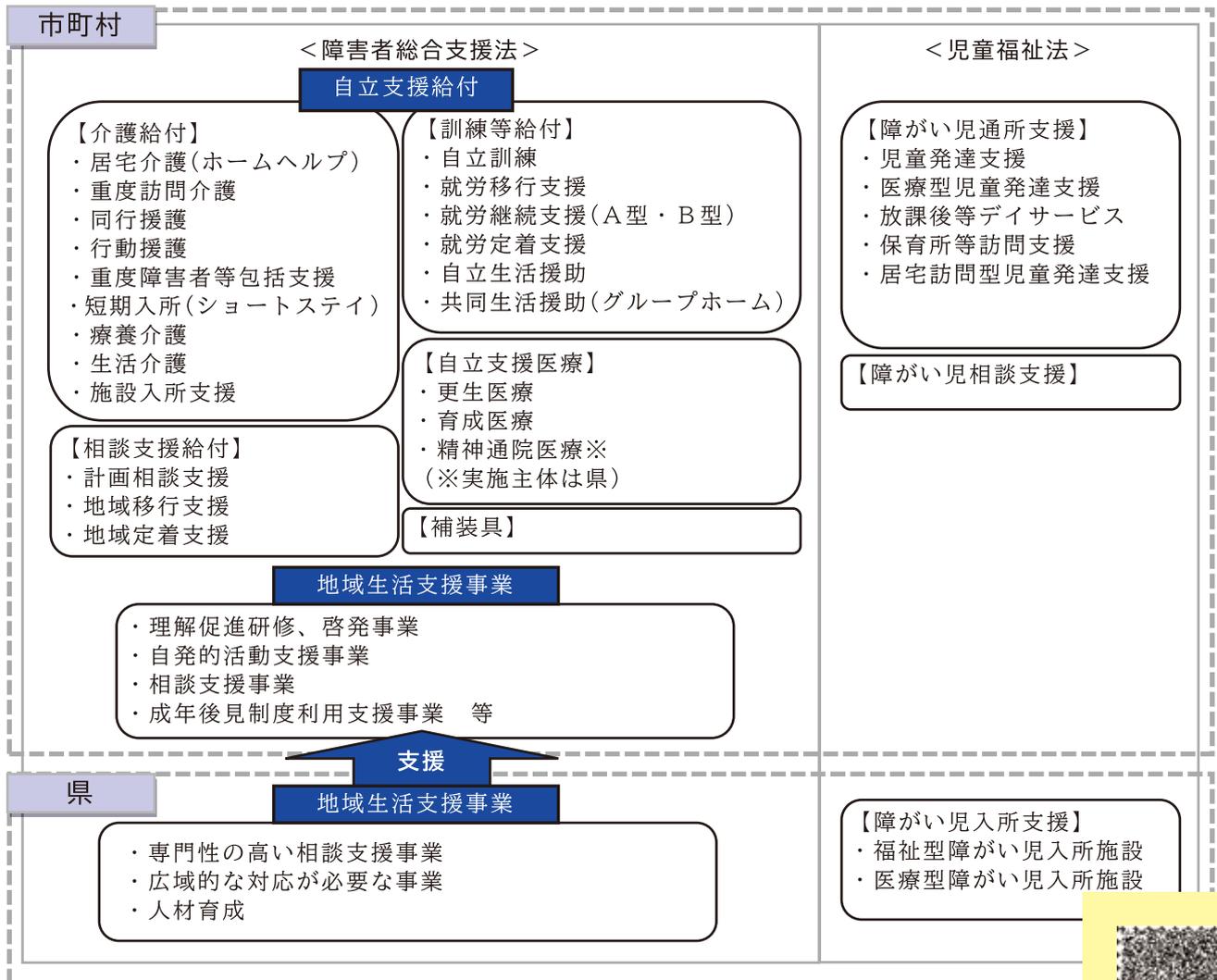
平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。概要は、次のとおりです。

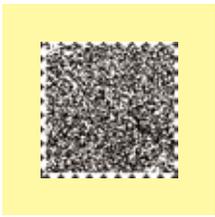
- ① 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。
- ② 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保、地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念とする。
- ③ 障がい者の範囲に難病等を加える。
- ④ 「障害程度区分」を、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
- ⑤ 重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加。
- ⑥ サービス基盤の計画的整備

(2) 総合的な支援の全体像

総合的な支援の全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

また、児童福祉法によるサービスは「障がい児通所支援」、「障がい児入所支援」、「障がい児相談支援」で構成されています。

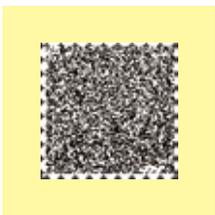




(3) 障がい福祉サービスに係る自立支援給付の体系

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

	サービス名	サービス内容	主たる対象者
介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上の障がい者(これに相当する心身の状態の障がい児)
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上で、次のいずれかに該当する方 (1)二肢以上に麻痺等があり、調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている方 (2)調査項目のうち行動関連項目の合計点が10点以上である方
	行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3以上で、調査項目のうち行動関連項目の合計点が10点以上である知的障がい者又は精神障がい者(これに相当する支援の度合の障がい児)
	同 行 援 護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、次に該当する方 ・同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護が必要な障がい者のうち、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービス(例：通所サービス、訪問系サービス、グループホーム)を包括的に提供します。	区分6の障がい者(区分6に相当する支援の度合の障がい児)で意思疎通に著しい困難があり、次のいずれかに該当する方 (1)重度訪問介護の(1)の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態で、 (ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 (イ)最重度知的障がい者 (2)調査項目の行動関連項目等の合計点数10点以上の方
	短 期 入 所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	・区分1以上の障がい者 ・障害支援区分とは別に厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児





	サービス名	サービス内容	主たる対象者
介 護 給 付	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6の障がい者 ・筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、区分5以上の障がい者
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満の場合は、区分3以上の障がい者（施設入所支援利用者は区分4以上） ・50歳以上の場合は、区分2以上の障がい者（施設入所支援利用者は区分3以上）
	施 設 入 所 支 援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	(1)生活介護を受けていて、 <ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満の場合は、区分4以上の障がい者 ・50歳以上の場合は、区分3以上の障がい者 (2)自立訓練又は就労移行支援を受けており、入所させながら、訓練等の実施が必要かつ効果的であると認められる障がい者、又は通所によって訓練等を受けることが困難な障がい者

訓 練 等 給 付	自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	機能訓練：身体障がい者 生活訓練：知的障がい者又は精神障がい者、難病患者等
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に一定期間、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	65歳未満であって、就労を希望し、適性にあった職場への就労等が見込まれる障がい者
	就 労 継 続 支 援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	A型：65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者 B型：雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している障がい者
	共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、難病患者等
	就 労 定 着 支 援	一般企業等へ就職した人に、就労の継続に向けて、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて必要な支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般企業等へ就職した者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者
	自 立 生 活 援 助	一人暮らしを希望する人に対し、定期的に居宅を訪問し、家事や体調管理、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した者で理解力や生活力等に不安がある者

※特に断りのない場合、「区分」＝「障害支援区分」





(4) 地域生活支援事業（市町村事業）

事業名	事業内容	対象	
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。	住民	
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、自発的な取組みを支援します。	障がい者・その家族 住民	
相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などの相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助を行います。	障がい者	
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用の補助を行い、知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図ります。	知的障がい者 精神障がい者	
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。	法人後見実施団体 予定している団体	
意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・代筆・代読・音訳等による支援をします。	視聴覚、言語・音声 機能等の障がい者	
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行います。利用者負担は市町村が決定します。	障がい者	
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	住民	
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	移動が困難な 障がい者	
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を行います。	障がい者	
その他の事業			
日常生活支援	福祉ホームの運営	低額な料金での居室等利用を支援します。	障がい者
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等を行います。	障がい者
	日中一時支援	障がい者の日中における活動の場を確保し、日頃介護にあたっている家族の休息を支援します。	障がい者
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催します。	障がい者
	文化芸術活動振興	障がい者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供します。	障がい者
	点字・声の広報等発行	点訳、音訳等の方法により、自治体の広報や障がい者関係情報などを定期的に提供します。	視覚障がい者
	奉仕員養成研修	点訳又は音訳（朗読）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、音訳（朗読）奉仕員等を養成します。	住民
	自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	障がい者

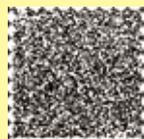
※市町村によって事業実施内容が異なりますので、詳細については各市町村にお問合せ下さい。





(5) 地域生活支援事業等（県事業）

事業名	事業内容	対象	
地域生活支援事業			
発達障がい者支援センター運営事業	県発達障がい者総合支援センターを運営し、来所による相談、発達支援、就労支援、研修や普及啓発を行います。	発達障がい者及びその家族等	
高次脳機能障がい支援普及事業	高次脳機能障がい者への支援を行うために支援拠点機関を置き、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援を行います。	高次脳機能障がい者	
てんかん地域診療連携体制整備事業	てんかん患者が地域の専門医療につながるよう「てんかん診療拠点機関」を指定し、専門的な相談支援事業や普及啓発を行います。	てんかん患者	
障がい児等療育支援事業	外来による専門的な療育相談や障がい児の通う保育所等の職員の療育技術指導などを行います。	知的障がい児(者)等	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術等を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。また、盲ろう者(視覚と聴覚に重複して障がいのある者)の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。	住民	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	広域的な派遣や市町村での対応が困難な場合等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。また、盲ろう者に対し、通訳・介助員を派遣し、コミュニケーションと情報保障及び移動等を支援します。	聴覚、言語・音声機能等の障がい者・盲ろう者	
相談支援従事者等研修事業	相談支援従事者の資質の向上を図るため、初任者・現任者研修等を実施します。	相談支援事業従事者	
サービス管理責任者研修事業	事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成等を行うために配置されるサービス管理責任者等を養成します。	事業所・施設	
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	発声訓練を行う指導者を養成します。	音声機能障がい者	
日常生活支援	オストメイト社会適応訓練	ストマ用の蓄便袋、蓄尿袋（ストマ用装具）の取り扱いや社会生活に関することを講習します。	オストメイト
	音声機能障がい者発声訓練	音声機能を喪失した方に対し発声訓練を行います。	音声機能障がい者



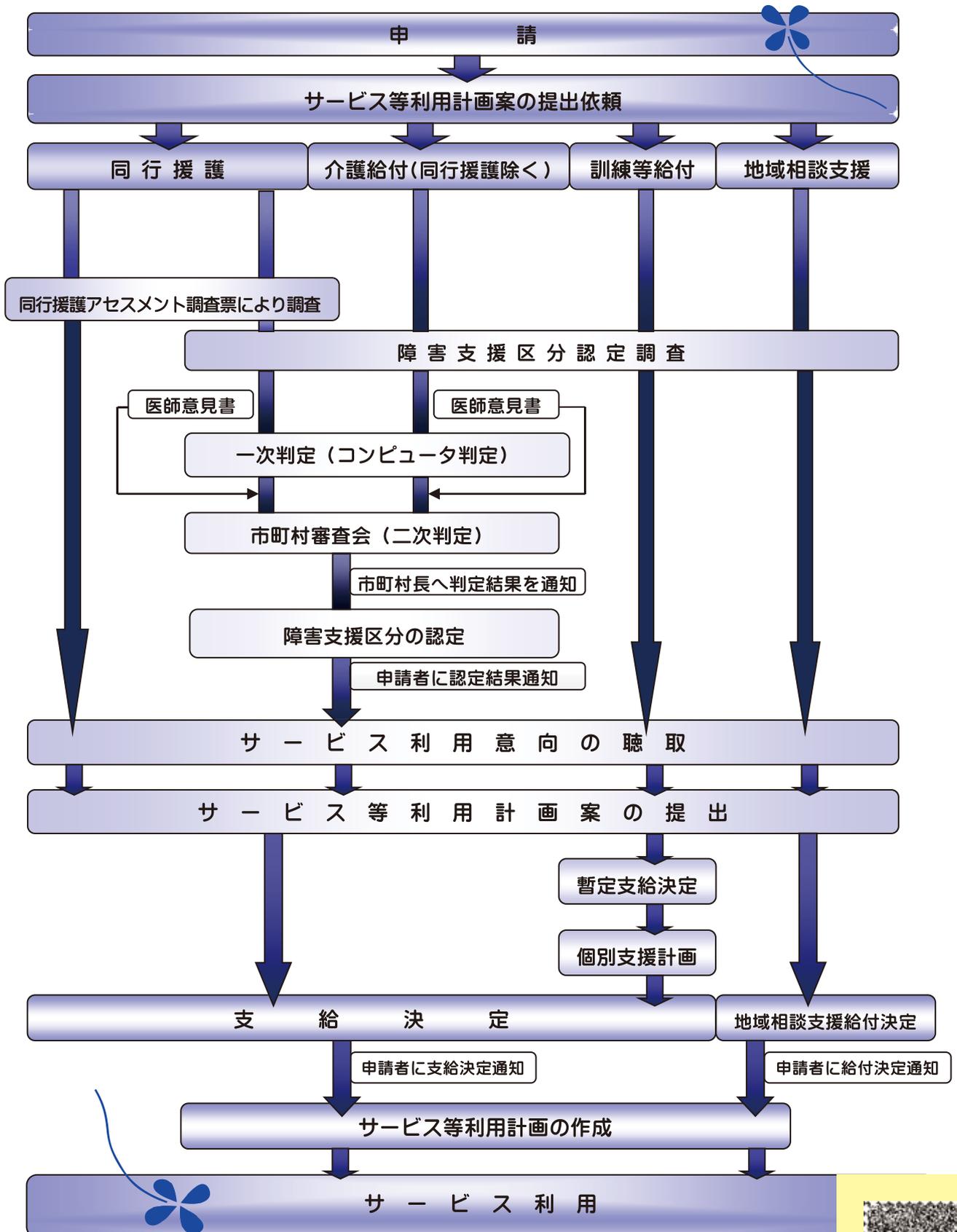


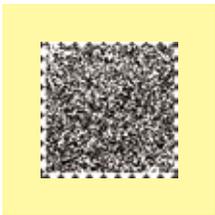
事業名		事業内容	対象
社会参加支援	手話通訳者設置	手話通訳者を県の福祉部署等に設置します。	聴覚障がい者等
	字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕、手話入りビデオカセットテープ等を製作し、貸出します。	聴覚障がい者等
	点字・声の広報等発行	点訳、音訳等の方法により、県の広報や地域生活で必要度の高い情報を定期的に提供します。	視覚障がい者
	点字による即時情報ネットワーク	毎日の新しい情報を、インターネットや音声等により提供します。	視覚障がい者
	奉仕員養成研修	点訳、音訳（朗読）活動ができる点訳奉仕員や音訳（朗読）奉仕員等を養成します。	住民
	レクリエーション活動等支援	県下全域を対象に、各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催します。	障がい者
	芸術文化活動振興	障がい者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供します。	障がい者
サービス提供者情報提供等	都道府県間を移動する場合に目的地でサービスを受けられるよう、情報提供等を行います。	障がい者	
事業名		事業内容	対象
地域生活支援促進事業			
障害者就業・生活支援センター事業		就職や職場への定着が困難な障がい者や就業経験のない障がい者に対し就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行います。	障がい者
工賃向上計画支援等事業		就労継続支援B型事業所等での工賃等向上を図るため、事業所に対する経営改善等の支援や共同受注窓口を通じた、農福連携等や民需獲得の支援を行います。	事業所等
強度行動障がい支援者養成研修事業		強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、研修を実施します。	事業所等
身体障がい者補助犬育成		身体障がい者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を育成します。	視聴覚、肢体の各障がい者
障がい者ICTサポート総合推進事業		障がい者に対し、スマホなどのICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談を行う「徳島県障がい者ICTサポートセンター」を設置し、障がい者のICTスキル向上を図ります。その他、ICTサポーターの養成や派遣、出張ICT機器体験会の開催も行います。(57 ページ参照)	住民
地域における読書バリアフリー体制強化事業		点字図書館と公共図書館の連携強化により地域における図書等の点字化・音声化ができる人材の強化を図ります。	住民





(6) 障がい福祉サービス利用の手続きと支給決定までの流れ





(7) 障がい福祉サービスの利用者負担 【障がい者】

利用者負担

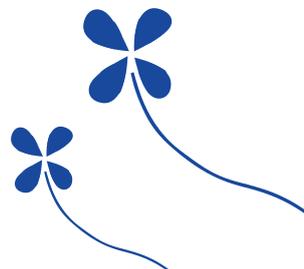
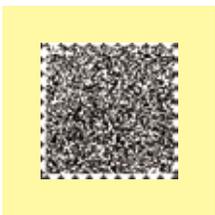
- 所得区分によって利用者負担の上限月額が設定されています。
- なお、20歳以上の障がい者について、障がい福祉サービス等の負担上限額を算定する際の「世帯*」の範囲は、個人単位を基本とし、「**本人と配偶者のみ**」の所得で判断します。

* 施設に入所する20歳未満の障がい者は保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	0円
一般1	市町村民税課税世帯で市町村民税所得割額が16万円未満(20歳未満の施設入所者にあつては28万円未満)の方	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で一般1に該当しない方	37,200円

利用者負担の軽減

- **同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用する場合などの軽減（高額障害福祉サービス費）**
同じ世帯のなかで障がい福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用してある人が介護保険のサービスを利用した場合は、負担上限額を超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます。（利用者がいったん負担した後、差引額を返却する償還払い方式となります。）
- **新高額障害福祉サービス等給付費**
高齢障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービス利用者負担が軽減されます。（利用者がいったん負担した後、差引額を返却する償還払い方式となります。）
- **食費・光熱水費等の実費負担の軽減**
(障がい者支援施設入所者の場合)
20歳以上の方・・・生活保護、低所得1及び低所得2の方は、食費・光熱水費の実費負担を軽減するために補足給付が支給されます。
20歳未満の方・・・保護者が地域で子どもを養育するために通常必要とする程度の負担となるように補足給付が支給されます。
- **生活保護への移行防止**
各種負担軽減策によっても、利用者負担のために生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないように負担が軽減されます。



(8) 障がい児支援の利用者負担 【障がい児】



障がい児に関するサービスの利用については、障がい児の保護者が、徳島県又は市町村に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設や事業所と契約を結びます。

利用者負担

- 世帯の所得区分によって利用者負担の上限月額が設定されています。
- なお、障がい児について、障がい児支援の負担上限額を算定する際の「世帯」の範囲は、障がい児の保護者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とします。
- 福祉型障がい児入所施設について、食費・光熱水費は実費負担となります。
- 医療型障がい児入所施設について、食費は入院時食事療養費の標準負担額分の負担となります。
- その他、日常生活にかかる費用等が実費負担となります。

区分	世帯の収入状況		負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい児の保護者の収入が80万円以下		0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない方		0円
一般1	市町村民税課税世帯で市町村民税所得割額が28万円未満の方	居宅で生活する障がい児	4,600円
		障がい児入所施設に入所する障がい児	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で一般1に該当しない方		37,200円

利用者負担の軽減

●同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用する場合の軽減（高額障害児通所・入所給付費）

同じ世帯のなかで障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、同一の利用者が複数のサービスを利用する場合（ホームヘルプと放課後等デイサービスを併用する等）は、負担上限額を超えた分が高額障害児通所・入所給付費として支給されます。

（利用者がいったん負担した後、差引額を返却する償還払い方式となります。）

●食費・光熱水費等の実費負担の軽減

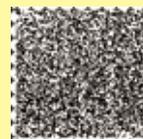
障がい児入所施設	保護者が地域で子どもを養育するために通常必要とする程度の負担となるように補足給付が支給されます。（20歳未満の方）
障がい児通所支援	経過措置として、一定所得以下の方は、食費のうち人件費相当分が支給され、食材料費のみの負担となります。

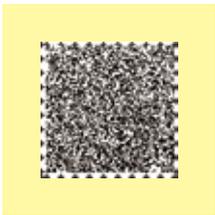
●生活保護への移行防止

各種負担軽減策によっても、利用者負担のために生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないように負担が軽減されます。

●就学前障害児の発達支援の無償化について

令和元年10月1日より、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設が無償化の対象となります。無償化の期間については、3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学で終了となります。





(9) 障がいに係る自立支援医療

障害者医療費公費負担（育成医療、更生医療、精神通院医療）は、平成18年4月よりこれらを一元化した制度（自立支援医療制度）に変更されました。支給認定の実施主体は、「育成、更生医療」が市町村、「精神通院医療」が徳島県です。

平成22年4月から、対象疾病に肝臓機能障がい（肝臓移植、抗免疫療法）が加わりました。

育成医療	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、当該障がい児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療を支給します。
更生医療	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対して行われる、更生のために必要な医療を支給します。
精神通院医療	精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対して、当該精神障がい者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障がいの医療を支給します。

利用者負担

- 原則として医療費の1割を利用者が負担します。
- ただし、世帯の所得水準によってひと月あたりの上限額が設定されています。
- また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担となります。

区分	対象となる世帯	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	5,000円
中間的な所得	市町村民税課税世帯で市町村民税所得割額が23万5千円未満の方	医療保険の自己負担限度額
一定所得以上	市町村民税課税世帯で市町村民税所得割額が23万5千円以上の方	自立支援医療の対象外

利用者負担の軽減

- 「中間的な所得」、「一定所得以上」の方は、高額治療継続者(重度かつ継続)の場合、負担上限額が上の表とは別に決められています。

対象となる世帯	負担上限額(月額)
市町村民税所得割額が3万3千円未満	5,000円
市町村民税所得割額が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
市町村民税所得割額が23万5千円以上(経過措置)	20,000円

重度かつ継続とは？

①疾病、症状等から対象となる方

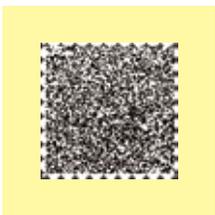
育成医療・更生医療：じん臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る)又は肝臓機能障がい(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の方

精神通院医療：統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、依存症等の薬物関連障がい、精神医療に一定以上の経験を有する医師が継続的な医療を要すると判断した方

②疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
医療保険の多数該当の方

- 「中間的な所得」の方で、育成医療を利用される方については、経過措置として負担上限額が設定されています。

対象となる世帯	負担上限額(月額)
市町村民税所得割額が3万3千円未満	5,000円
市町村民税所得割額が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円





(10) 補装具費支給制度

障がい者等の身体機能を補い、長期間にわたり継続して使用される用具（補装具）を支給します。

障がい区分	補装具の種目
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
言語機能障がい 肢体不自由	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）
身体障がい児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

利用者負担

- 原則として補装具費の1割を利用者が負担します。
- ただし、所得によってひと月あたりの上限額が設定されています。
- 支給決定は、障がい者又は障がい児の保護者の申請に基づき、市町村が行います。
- なお、18歳以上の障がいのある方について、負担上限額を算定する際の「世帯」の所得区分は、「個人単位」を基本とし、「**本人と配偶者のみ**」の所得で判断します。
- 平成24年4月1日より補装具費も高額障害福祉サービス費の対象として合算されることになりました。

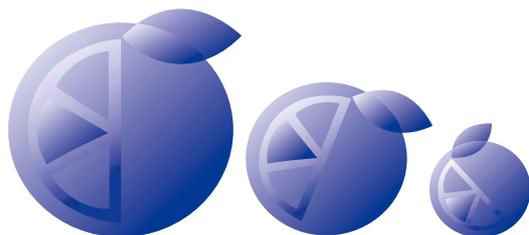
区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

(注) 世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

利用者負担の軽減

●生活保護への移行防止

利用者負担のために生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないように負担が軽減されます。





3 児童福祉法による障がい児支援

障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにします。

(1) 児童福祉法の改正

平成24年4月1日に児童福祉法が改正されました。障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ります。概要は、次のとおりです。

- ① 障がい種別で分かれていた従来の障がい児施設を、通所による支援を「障がい児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援を「障がい児入所支援（障がい児入所施設）」にそれぞれ一元化。
- ② 通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。
- ③ 学齢児を対象としたサービス（放課後等デイサービス）を創設し、放課後支援を充実。また、障がいがあっても保育所等の利用ができるよう訪問サービス（保育所等訪問支援）を創設。

(2) 障がい児支援の充実

	事業名	事業内容
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。また、知的障がい児、肢体不自由児又は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複する重症心身障がい児に対して治療を行います。
	医療型障がい児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。また、知的障がい児、肢体不自由児又は、重症心身障がい児に対して治療を行います。
障がい児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。嘱託医や看護師等を配置し、重症心身障がい児を受け入れている事業所もあります。
	放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を促進します。嘱託医や看護師等を配置し、重症心身障がい児を受け入れている事業所もあります。
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。





4 手帳の交付

障がいのある方々が一貫した相談や援護を受けられるよう手帳が交付されています。

身体障害者手帳

身体障がい児(者)の自立と社会経済活動への参加を促進するための手帳で、障がいの程度により1級～6級の手帳が交付されます。

なお、申請用紙は、市福祉事務所及び町村役場に備えてあります。

(交付対象) 身体障がい者

視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓機能)に障がいがある方

(必要書類)

- ①申請用紙 ②知事が指定する医師の診断書
- ③本人の写真(1年以内のもの、タテ4cm×ヨコ3cm)
- ④個人番号の分かるもの

(申込先)

市福祉事務所・町村役場

療育手帳

知的障がい児(者)が、一貫した指導、相談や援護を受けやすくするための手帳で、障がいの程度により、A₁、A₂、B₁、B₂の手帳が交付されます。

なお、申請用紙は、市福祉事務所及び町村役場に備えてあります。

(交付対象) 知的障がい者

(必要書類)

- ①申請用紙
- ②本人の写真(1年以内のもの、タテ4cm×ヨコ3cm)
- ③個人番号の分かるもの

(申込先)

市福祉事務所・町村役場

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者が、各種の優遇措置等を受けるための手帳で、障がいの程度により1級～3級の区分があります。

なお、申請用紙は、市町村役場、精神科病院・精神科診療所に備えてあります。

(交付対象) 精神障がい者

(必要書類)

- ①申請用紙
- ②精神障がいの診断又は治療に従事する医師の診断書
- ③障害年金の証書の写し、直近の年金振込通知書の写し等(この場合、診断書は必要ありません。)
- ④本人の写真(1年以内のもの、タテ4cm×ヨコ3cm)
- ⑤個人番号の分かるもの(任意)

(申込先)

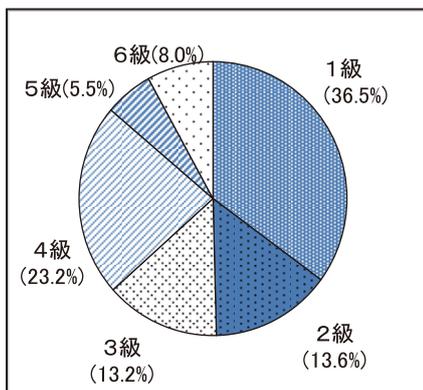
市町村



徳島県内の障がい者手帳交付状況(令和6年3月31日現在)

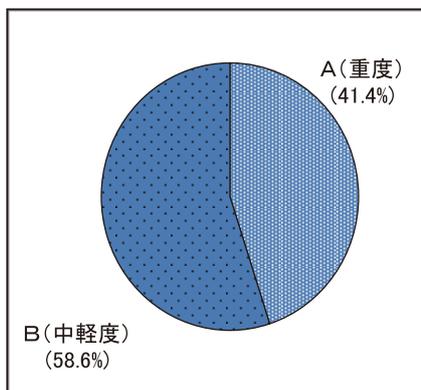
身体障害者手帳交付者数

31,030人



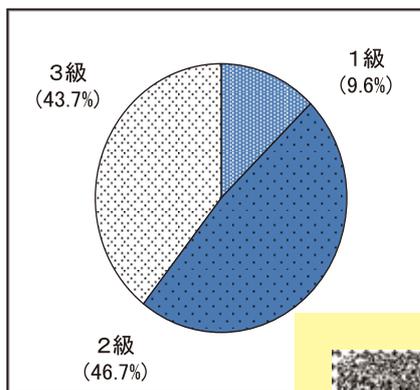
療育手帳交付者数

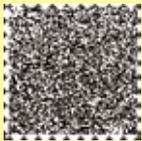
9,238人



精神障害者保健福祉手帳交付者数

6,898人





5 諸制度

障がいのある方々のために主に次のような制度があります。各問合せ先にご相談ください。

手 当	
障害児福祉手当	在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある 20 歳未満の者に対して支給します。 【支給額】 月額 15,690 円（令和 6 年 4 月分以降） 【対象】 身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児 【問合せ先】 市町村
特別障害者手当	在宅の最重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある 20 歳以上の者に対して支給します。 【支給額】 月額 28,840 円（令和 6 年 4 月分以降） 【対象】 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 【問合せ先】 市町村
特別児童扶養手当	障がい児を監護、養育する父母又は養育者に対して支給します。 【支給額】 月額 1 級 55,350 円（令和 6 年 4 月分以降） 2 級 36,860 円（令和 6 年 4 月分以降） 【対象】 身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児 【問合せ先】 市町村

* 受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合、手当の支給はされません。

医 療 費 の 助 成	
重度心身障がい者(児)	医療保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を助成します。 【対象】 ・身体障がい者(児)(身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者) ・知的障がい者(児)(IQ 概ね 35 以下) ・重複障がい者(児)(IQ 概ね 50 以下かつ身体障害者手帳 3 級又は 4 級所持者) 【問合せ先】 市町村
小児慢性特定疾病患者	小児慢性疾病のうち、国が指定する治療が長期にわたり医療費も高額となる特定の病気について、医療保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を公費で助成します。 【対象】 小児慢性特定疾病児童 【問合せ先】 保健所
指定難病患者および特定疾患患者	国が指定する指定難病および特定疾患の患者が、認定を受けた疾患に関して医療保険及び介護保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を助成します。 【対象】 指定難病患者(球脊髄性筋萎縮症など 338 疾病)および特定疾患患者(スモンなど 4 疾患) 【問合せ先】 保健所

扶 養 共 済 制 度	
心身障害者扶養共済制度	保護者(加入者)が亡くなられた後の心身障がい者(児)の生活の安定と福祉の向上を図るため、保護者の死亡後、心身障がい者(児)に年金を支給します。 ○加入年齢 65 歳未満(2 口まで加入可) ○加入掛金 加入時の保護者の年齢により区分 ○年金額 1 口あたり月額 20,000 円 【対象】 身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児) 【備考】 掛金額は所得により減免有り 【問合せ先】 市町村





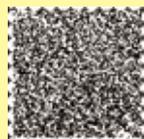
医療保険制度

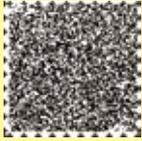
後期高齢者医療制度	<p>65歳から74歳で、一定の障害がある方は、現在加入している健康保険を脱退し後期高齢者医療保険へ加入することができます。後期高齢者医療保険に加入することで、医療費負担割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。</p> <p>【対象】 国民年金法等による障害年金1・2級 身体障害者手帳1～3級及び4級の一部 (音声機能、言語機能、下肢障害の一部) 精神障害者保健福祉手帳1・2級 療育手帳A1・A2</p> <p>【備考】 所得や世帯等の状況により保険料は異なる</p> <p>【問合せ先】 市町村、徳島県後期高齢者医療広域連合</p>
------------------	---

公的年金制度

障害基礎年金 (国民年金)	<p>【対象】 国民年金の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしている方や、20歳前までに障害の原因となった病気やケガの初診日があり一定の所得以下の方で障害状態が1級または2級に該当している方</p> <p>【支給額】 1級 年額〔昭和31年4月1日以前生 1,017,125円〕+子の加算 1級 年額〔昭和31年4月2日以降生 1,020,000円〕</p> <p>【支給額】 2級 年額〔昭和31年4月1日以前生 813,700円〕+子の加算 2級 年額〔昭和31年4月2日以降生 816,000円〕</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
障害厚生年金 (厚生年金保険)	<p>【対象】 厚生年金保険(共済年金含む)の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしており障害状態が1級から3級のいずれかに該当する方</p> <p>※3級程度に該当しない状態のもので初診日から5年以内に治っているものは障害手当金(一時金)に該当する場合があります。</p> <p>【支給額】 1級 (報酬比例の年金額×1.25)+配偶者加給年金額 2級 (報酬比例の年金額×1.00)+配偶者加給年金額 3級 報酬比例の年金額</p> <p>〔最低保障 昭和31年4月1日以前生 610,300円〕 〔最低保障 昭和31年4月2日以降生 612,000円〕</p> <p>※障害手当金(報酬比例の年金額×2)としての一時金。</p> <p>〔最低保障 昭和31年4月1日以前生 1,220,600円〕 〔最低保障 昭和31年4月2日以降生 1,224,000円〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 徳島北年金事務所 088-655-0200 (ガイダンスの後①を押してから②を押してください。) ➢ 徳島南年金事務所 088-652-1511 (ガイダンスの後①を押してから②を押してください。) ➢ 阿波半田年金事務所 0883-62-5350 (ガイダンスの後①を押してから②を押してください。) ➢ 予約受付専用電話 ナビダイヤル 0570-05-4890
特別障害給付金	<p>国民年金の任意加入対象期間中に、加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障がい者の方に対して支給します。</p> <p>【支給額】 1級 月額 55,350円 2級 月額 44,280円</p> <p>【対象】 ・平成3年3月以前までの国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金などの被用者年金等に加入していた方の配偶者</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>

*各年金(給付金)制度による支給額の等級は、身体障害者手帳の等級と対応しません。





障がい児への教育就学奨励制度

<p>特別支援教育就学奨励費</p>	<p>就学のために必要な諸経費のうち、保護者の負担能力に応じて、その全部又は一部を補助します。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）の通常の学級 （学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒） ・小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）の特別支援学級 ・特別支援学校 に在籍する幼児児童生徒の保護者 など <p>【問合せ先】 小・中学校は、市町村教育委員会 特別支援学校・県立中学校・中等教育学校は、県教育委員会特別支援教育課</p>
---------------------------	--

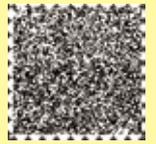
軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の一部助成

<p>軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業</p>	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児に対して補聴器購入費用の一部を助成します。</p> <p>【対象】 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
-----------------------------------	--

地域生活の支援

<p>心身障がい児(者)在宅介護等支援事業</p>	<p>心身障がい児(者)の家族が所用等により一時的に介護等ができなくなった場合、あらかじめ登録した介護者に介護等を委託することにより、障がい児(者)や家族の生活を支援します。</p> <p>【対象】 身体障がい児、知的障がい児(者)</p> <p>【備考】 飲食費等の実費及び利用料金</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
<p>難病患者地域支援対策推進事業</p>	<p>難病患者等の地域での療養生活を支援するため、相談体制の充実、各種保健・医療・福祉サービスの提供の援助、調整等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療相談事業 ○在宅療養支援計画策定・評価事業 ○訪問相談・指導事業 <p>【備考】 無料</p> <p>【問合せ先】 保健所</p>

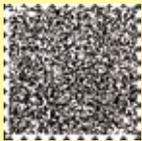




住 ま い

<p>県営住宅への入居</p>	<p>所得の少ない、住宅にお困りの方が低い家賃で入居できる県営住宅を提供します。障がい者などが優先的に入居できる優先入居制度や車いす利用者が入居できる車いす専用住宅があります。</p> <p>○優先入居制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者(1～4級)のいる世帯(単身でも可) ・知的障がい者(療育手帳を所持する程度の者)のいる世帯(単身でも可) ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳を所持する程度の者)のいる世帯(単身でも可) など <p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考の上、入居者を決定します。 ・常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制がある方に限ります。 ・優先入居制度がある市町村営住宅もあります。 <p>【問合せ先】 県住宅課、県住宅供給公社、県営住宅PFI管理センター</p> <p>○車いす専用住宅</p> <p>【対 象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障がいの程度が3級以上で、現に車いすを常用する必要がある方を含む世帯 ・身体の機能の障がいを重複して有し、現に車いすを常用する方を含む世帯 <p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考の上、入居者を決定します。 ・団地、部屋が限られております。 <p>【問合せ先】 県住宅課、県住宅供給公社、県営住宅PFI管理センター</p>
<p>セーフティネット住宅等の民間賃貸住宅の情報提供</p>	<p>民間の賃貸住宅に入居を希望する障がい者などの、住宅の確保に特に配慮を要する方が円滑に入居できるよう、入居を受け入れる民間賃貸住宅等の情報を提供します。</p> <p>【対 象】 障がい者など</p> <p>【問合せ先】 徳島県居住支援協議会(http://www.tokushima-kyojushien.org/) セーフティネット住宅情報提供システム(http://www.safetynet-jutaku.jp) 県住宅課</p>
<p>重度障がい者への住宅改造助成</p>	<p>重度身体障がい者の日常生活がより円滑に行われるように住宅改造に要する費用に対して助成します。</p> <p>【対 象】 肢体不自由者及び視覚障がい者で身体障害者手帳1級又は2級所持者</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>





駐車禁止規制の適用除外

駐車禁止規制の適用除外

身体障がいにより著しく歩行が困難である方や、知的障がい等により介添者がいなくては歩行に支障をきたす方等に、駐車禁止除外指定車標章を交付し、対象の方が使用する自動車について駐車禁止の規制から適用除外します。（ただし、道路標識などによって駐車が禁止されている場所に限られます。）

【対象】

- ・身体障がい者

（視覚、聴覚、平衡、下肢・上肢・体幹不自由、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫）

- ・知的障がい者療育手帳（区分 A 以上）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1 級）

【備考】

- ・有効期間 3 年
- ・対象となる等級、詳細な障がいの区分については、県警察本部交通規制課までお問合せください。

【申請先】 最寄りの各警察署（分庁舎を含む）または徳島県警察本部

【問合せ先】 徳島県身体障害者連合会、徳島県手をつなぐ育成会、
徳島県警察本部交通規制課（電話 088-622-3101 内線 5173）
または最寄りの各警察署（分庁舎を含む）

高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間制度

公安委員会が道路標識で指定し、道路標示で区画した区間に限り、高齢運転者等標章を掲出した普通自動車（軽四車も含む。）に対し駐車認められる制度です。

【対象】 普通免許以上の運転免許を取得した方で

- ・高齢者マークの対象者（70歳以上）
- ・妊娠中、出産後間もない方（出産後8週まで）
- ・身体障がい者マーク、聴覚障がい者マークの対象者（運転免許証にその旨の条件が付されている方）

【申請先】 最寄りの各警察署（分庁舎を含む）または徳島県警察本部

【必要書類】 運転免許証、自動車検査証、妊娠中または出産後8週までの方は妊娠の事実または出産の日を証明できる書類（母子手帳など）

【問合せ先】 徳島県警察本部交通規制課（電話 088-622-3101 内線 5173）
または最寄りの各警察署（分庁舎を含む）

徳島県企業局駐車場障がい者減額制度

徳島県企業局駐車場障がい者減額制度

徳島県企業局が運営する駐車場において障がい者の方への減額制度を実施しています。

【対象】 障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方が運転あるいは同乗する場合の駐車料金

【減額内容】 藍場町地下駐車場 最初の2時間分無料
松茂駐車場 最初の24時間分無料

【減額手続】 ・藍場町地下駐車場：駐車料金の支払い前に、第2駐車場の管理事務所で障がい者手帳を提示し、受付簿に必要事項をご記入ください。
・松茂駐車場：原則、利用時から1ヶ月を目処に、出車時に発行した領収書と障がい者手帳を持参の上、藍場町地下駐車場の管理事務所で、返金の手続きをしてください。

【問合せ先】 藍場町地下駐車場管理事務所（第2駐車場）
指定管理者（株）ティビィケイ（電話 088-622-4472）

